

入札説明書

宮崎県が行う基準寝具賃貸借に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年3月3日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物件 基準寝具 一式
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 県立日南病院

3 委託物件の仕様等

別添仕様書のとおり

4 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に規定する資格を有する者で、営業種目が寝具・被服類又はその他(役務の提供)であること。
- (2) 医療法第15条の2(平成4年法律第89号改正)及び、これに基づく厚生省健康政策局長通知(平成5年2月15日付け健政発第98号)、厚生省健康政策局指導課長通知(平成5年2月15日付け指第14号)を満たすこと。
- (3) 労働争議・天災地変・その他の事情により業務を遂行できなくなった場合に、業務代行の履行を行う業務代行保証人がいること(入札日までに書類提出が間に合わないが、保証契約を締結することが確実な場合は入札日以降の書類提出でも可とする。)
- (4) 宮崎県知事からの物品の買入等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

県立日南病院医事・経営企画課財務担当
日南市木山1丁目9番5号 電話番号 0987(23)3111

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当
日南市木山1丁目9番5号 電話番号 0987(23)3111
- (2) 期間 令和8年3月3日から令和8年3月24日まで
(土曜日・日曜日、祝日を除く)

7 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式1による入札書(以下「入札書」という。)を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年3月25日(水)午前10時30分
イ 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
日南市木山1丁目9番5号
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部

分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

- (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 入札金額は、本体価格のほか付属品等の経費を含めた金額である。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札金額は基準寝具1件あたりの金額を記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約をしようとする日の属する年度前の二箇年度の間に関又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

10 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当するものは、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札しなかった者
- (3) 連合その他不正の行為があった入札をした者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

12 その他

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。
- (2) 運用等の詳細については、発注者と協議の上、決定すること。